

# 練馬区重度障害者大学等修学支援事業実施要綱

令和3年1月21日

2 練福障第11482号

## (目的)

第1条 この要綱は、重度障害者の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校および各種学校をいう。以下同じ。）への修学に必要な身体介護等（以下「大学等修学支援」という。）の提供を受けるための費用（以下「支援費」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者の社会参加および大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進することを目的とする。

## (支給対象者)

第2条 この事業による大学等修学支援を利用する者（以下「利用者」という。）は、練馬区の区域内に在住しており、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護について、区長から法第22条第8項に基づく障害福祉サービス受給者証の交付を受けている大学等に在籍する者またはそれに準ずる者であって、区長が大学等修学支援の必要を認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する者は、支援費の支給対象としないものとする。

大学等への入学後に停学その他の処分を受けている者

大学等への入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無または極めて少ない等学修の意欲に欠けると認められる者

## (大学等の条件)

第3条 利用者が修学する大学等は、つぎに掲げる要件を満たしていなければならない。

障害のある学生の支援について協議および検討、意思決定等を行う委員会等ならびに障害のある学生の支援業務を行う部署および相談窓口（以下「相

談窓口等」という。)が設置されていること。

大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制(以下「支援体制」という。)の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められている、または進められる見込みがあること。ただし、利用者が事業を初めて利用する場合は、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

(大学等修学支援の内容)

第4条 大学等修学支援の内容は、利用者が大学等において修学するに当たり必要な大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護等の提供に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げるものは、支援費の支給対象としないものとする。

大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援

重度訪問介護の利用の対象となる支援

大学等において構築された支援体制によって提供される支援

(支援費の額)

第5条 支援費の額は、1か月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

大学等修学支援を利用した時間に応じ、30分当たり1,135円の基準により算定した額

別表に定める利用者が属する世帯の課税状況等(以下「世帯の課税状況等」という。)の区分に応じた利用者負担上限月額(当月額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

2 前項第1号に規定する大学等修学支援を利用した時間を計算するに当たり、15分以上の利用時間は30分に繰り上げし、計上することができるものとする。

(支給の申請)

第6条 支援費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大学等修学支援費支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)および大学

等修学支援事業承諾書（第2号様式）につぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、同号に掲げる書類を省略することができる。

利用者が大学等に在籍することを証する書類（大学等に入学予定の者にあつては、入学予定であることを証する書類）

支援費の支給を希望する期間における利用者の大学等での履修科目および出席する授業の日程等を示す書類

利用者が属する世帯の課税状況を証する書類

（支給決定）

第7条 区長は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、利用者が修学する大学等に対し、つぎに掲げる事項を書面により確認するものとする。

利用者が当該大学等に在籍する者であつて、第2条第2項各号に掲げる者に該当しないこと。

第3条各号に掲げる要件を満たしていること。

利用者が前年度に引き続き大学等修学支援を利用する場合にあつては、過去1年間における支援体制の構築の進捗状況に関すること。

2 区長は、申請書の申請内容および前項の規定による大学等への確認内容を審査の上、支援費の支給の可否を決定する。

3 区長は、前項の規定により支援費を支給する決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、区長が月を単位とする大学等修学支援の利用時間数の上限（以下「支給量」という。）を定めた上で、大学等修学支援費支給決定通知書兼受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

4 支援費の支給期間は、支給を開始する日から当該年度の3月31日または当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる期間のうちいずれか早い時期までとする。ただし、利用者が引き続き第2条に規定する支給対象者の要件を満たすとともに、当該支給期間の終了時にあつても大学等における必要な支援体制の構築が十分でない区長が認めた場合は、更新することができるものとする。

5 前項ただし書の規定による更新の申請については前条の規定を、当該申請に係る支給決定については第1項から第3項までの規定を準用する。

6 区長は、第2項の規定により支援費を支給しない決定をしたときは、その旨を大学等修学支援費不支給通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

第8条 受給者証の交付を受けた申請者は、申請者および利用者の住所その他の登録した事項の変更を希望するときまたは変更があったときは、大学等修学支援費支給決定事項変更申請（届出）書（第5号様式）により、区長に申請し、または届け出なければならない。

2 前項の規定による申請または届出の区分については、現に受けている支給量または支給決定に係る事項にあつては申請とし、住所等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。

3 前2項の規定による申請については第6条の規定を、当該申請に係る支給決定については前条第1項から第3項までの規定を準用する。

（支給決定の取消し）

第9条 申請者は、利用者がつぎの各号のいずれかに該当することとなったときは、その旨を区長に届け出なければならない。

第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

大学等を休学または退学したとき。

死亡または練馬区の区域外に転出したとき。

2 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

前項各号のいずれかに該当したとき。

偽りその他不正な手段により支援費の支給を受けたとき。

前2号に掲げるもののほか、区長が支援費の支給を不相当と認めたとき。

3 区長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、申請者に大学等修学支援費支給決定取消通知書（第6号様式）により通知し、当該取消しに係る部分について既に支援費を支給しているときは、支援費の返還を命ずるも

のとする。

( 支援費の支給等 )

第10条 支給決定を受けた者は、次条第1項に規定する指定事業者を受給者証を提示し、当該指定事業者との間で大学等修学支援の利用についての契約を締結した上で、利用するものとする。

2 前項の規定により契約を締結した指定事業者(以下「契約事業者」という。)から大学等修学支援の提供を受けた利用者は、大学等修学支援に要した費用(以下「利用額」という。)を契約事業者に支払わなければならない。

3 区長は、利用者が契約事業者から大学等修学支援を受けたときは、支給量の範囲内で支援費を支給する。

4 支援費の請求をしようとする利用者は、当該請求をするに当たって、つぎに掲げる書類を区長に提出しなければならない。

利用額の請求書

利用額の領収書

大学等修学支援に係る支援の実績記録票

5 前3項の規定にかかわらず、区長は、利用者が契約事業者に支払うべき利用額について、支援費として当該利用者に支給すべき額の範囲内において、当該利用者から支援費の請求および受領についての委任を受けた当該契約事業者を支払うことができる。

6 区長は、前項の規定により利用者からの委任を受けた契約事業者に支援費を支払うときは、当該契約事業者からつぎに掲げる書類を提出させるものとする。

大学等修学支援費請求書兼口座振替依頼書(第7号様式)

大学等修学支援費明細書(第8号様式)

大学等修学支援費サービス提供実績記録票

7 前項の規定により、区長が契約事業者に支払をした場合には、代理受領通知を当該契約事業者から利用者に通知させなければならない。

( 事業者の指定 )

第11条 利用者に大学等修学支援を提供することができる事業者(以下「指定事業者」という。)は、当該利用者の受給者証に記載された事業者とする。

2 指定事業者は、つぎに掲げる要件を満たしていなければならない。

重度訪問介護を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。

利用者に法第5条第2項に規定する居宅介護または同条第3項に規定する重度訪問介護を提供した実績がある等、当該利用者の身体状況および適切な支援方法について熟知していること。

大学等に当該利用者の身体状況および適切な支援方法について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築に協力することが可能であること。

3 指定事業者は、大学等修学支援の提供に当たっては、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2章に定める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。

（支援者の基準）

第12条 大学等修学支援に従事する者（以下「支援者」という。）は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する重度訪問介護に従事できる者でなければならない。

（調査等）

第13条 区長は、必要があると認めるときは、職員をして指定事業者または指定事業者であった者に対し、つぎに掲げる事項を行うことができる。

運営状況等の報告を求めること。

帳簿書類その他の物件の提出または提示を命じること。

関係者に対して質問をすること。

事業所に立入調査をすること。

設備または帳簿書類その他の物件について検査すること。

（勧告）

第14条 区長は、指定事業者が、第11条第2項および第3項の規定に該当せず、または適正な大学等修学支援の運営をしていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて区長が別に定める基準を遵守すべきことを勧告する

ことができる。

(指定の取消し等)

第15条 区長は、指定事業者がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。この場合において、第3号に該当する取消しを行ったときは、支援費の返還を命ずるものとする。

第13条に規定する調査等に応じず、または虚偽の報告をしたとき。

前条に規定する勧告に従わないとき。

支援費の請求について不正があったとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

付 則 (令和4年5月20日 4 練福障第10195号)

- 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区重度障害者大学等修学支援事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表 (第5条関係)

所得区分	利用者が属する世帯の課税状況等	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護世帯等	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1 (者)	区市町村民税課税世帯(所得割課税額が16万円未満)(障害者の場合)	9,300円
一般(児)	区市町村民税課税世帯(所得割課税額が28万円未満)(障害児の場合)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

備考

- 1 この表における利用者が属する世帯に係る支援費の支給額の算定については、利用者が18歳以上である場合は当該利用者およびその配偶者とし、利用者が18歳未満である場合は当該利用者および当該利用者と同一の世帯に属する者とする。
- 2 この表において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。

区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同法に基づく特別区民税を含む。）をいう。

所得割課税額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。